

令和6年6月25日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

産業建設委員会
委員長 渡辺 一美

産業建設委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月25日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、スキー場組織編制協議会の進捗状況について及び寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事請負契約の変更について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市都市ガス警報器貸付規程の一部改正について、執行部から説明を受け、質疑を行った。また、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて、新潟県立小出特別支援学校学校見学会について協議を行った。

産業建設委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 72 号 魚沼市地域振興センター条例の一部改正について
- (2) 議案第 73 号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について
- (3) 議案第 74 号 魚沼市農村環境改善センター条例の一部改正について
- (4) 議案第 75 号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正について
- (5) 議案第 76 号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について
- (6) 議案第 77 号 魚沼市交流施設条例の一部改正について
- (7) 議案第 78 号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正について
- (8) 議案第 79 号 魚沼市温泉利用条例の一部改正について
- (9) 議案第 80 号 魚沼市都市公園条例の一部改正について
- (10) 議案第 81 号 魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
- (11) 議案第 86 号 土地の取得について

2 調査事件

- (12) 所管事務調査について
 - ①スキース場組織編制協議会の進捗状況について
 - ②寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事請負契約の変更について
- (13) 閉会中の所管事務等の調査について
- (14) その他
 - ①魚沼市都市ガス警報器貸付規程の一部改正について
 - ②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
 - ③新潟県立小出特別支援学校学校見学会について

3 日 時 令和 6 年 6 月 25 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、星 直樹、浅井宏昭、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、星産業経済部長、磯部北部事務所長、山内ガス水道局長、小島産業経済部副部長、鈴木観光課長、星野農政課長、佐藤農林整備課長、曾根都市整備課長、山田業務課長

8 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長　それでは、定足数に達していますので、ただいまから産業建設委員会を開会いたします。まず、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 72 号　魚沼市地域振興センター条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第 1、議案第 72 号　魚沼市地域振興センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

小島産業経済部副部長　本日追加で皆様のごところに資料を配付させていただきました。スマートディスカッション内の資料をご覧ください。今回の改正に関しまして、使用料、減免団体に関する確認事項といたしまして、使用料減免団体と減免による影響額をお示したものでございます。内容につきましては、こちらに記載のとおりでございますので、詳細の説明については割愛をさせていただきたいと思っております。追加については以上です。

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　それでは、減免団体の現状について確認をさせてください。資料によりますと、地域振興センターは 190 万円減免することによって、収入にならない額ということでございます。これ、恐らく昨年度の数字だと思いますので、コロナ関係も入っていると思うのですが、例年コロナを抜くと大体どのくらいの金額になるのか分かりますでしょうか。

鈴木観光課長　コロナ前の令和元年度の数字を持ってきましたので、令和元年度の数字をお伝えしたいと思います。令和元年度コンベンションホールにつきましては、利用者数は 143 件のうち全額減免は 109 件の申請であります。5 割減免が 7 件というようなことで、金額としましては、時間によって増減があるんですけども、140 万円程度が令和元年度のときは減免になります。併せまして、中会議室が、申請が 191 件のうち全額減免が 139 件、5 割減免が 25 件、こちらは合計で 35 万円ということになりますので、おおむねコロナ前と同じような減免額というような形になっております。

本田委員　もう一つ教えてください。足し算、引き算の話なんですけど、免除の団体についてでございますが、もう一度件数を教えてください。

鈴木観光課長　コンベンションホールで全額減免が 109 件、5 割減免が 7 件。中会議室で全額減免が 139 件、5 割減免が 25 件となっております。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員　今回、冷暖房の関係が条例の中に明記されました。ここの施設は、アロエースの吸収式で冷暖房をやっているかと思うんですが、機械の切り替えをしないと動かないということで、いつもシーズン半ばで切替えをされるということなんです。時期、要は、この期間以外は、冷暖房は全く使えないのか、使わないのか、その辺どういう考えですか。

鈴木観光課長　まず仕組みについては、委員がおっしゃったとおりでございます。それ以外の期間については、切替えがされておられませんので使えない形になります。ただ、一部屋ルームエアコンがございまして、中会議室については、そのような対応がいつでもでき

るというような形です。

佐藤委員　　そうしますと、要はこの期間外でも使える場合であれば、申告によってそういう料金をいただいて使っていただくということは可能だということによろしいですか。

鈴木観光課長　　委員お見込みのとおりでございます。

渡辺委員長　　ほかに質疑はございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 72 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 72 号 魚沼市地域振興センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 73 号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正について

渡辺委員長　　日程第 2、議案第 73 号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

星産業経済部長　　本案につきましても追加資料を配付しております。内容につきましては、記載のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。

渡辺委員長　　これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員　　今回、利用料の変更と、もう一つは入広瀬の温泉のハウスですか、その廃止ということで書いてあります。これ、今まで有料といたしますか、そういった形での施設だったと思うんですが、使用実態というのがほとんどなかったように思うんですが、その間というのはどうやっておられたんですか。ずっと、誰かが借りて使っていたんでしょうか。

星野農政課長　　入広瀬の温室であります。過去には通年で利用していた団体もあったんですが、近年なかなか利用がございませんでした。ここ 1、2 年は、冬期間にハーブ香園の指定管理者が苗の保管等で冬期間使用はしておりました。その期間について使用料はいただいております。

渡辺委員長　　ほかに質疑はございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第 73 号を採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 73 号 魚沼市農業近代化施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 74 号 魚沼市農村環境改善センター条例の一部改正について

渡辺委員長　　日程第 3、議案第 74 号 魚沼市農村環境改善センター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

星産業経済部長　　本案につきましても、追加資料を配付させていただきました。内容につい

ては記載のとおりでございますのでよろしくお願いたします。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第74号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第74号 魚沼市農村環境改善センター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 75 号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 4、議案第 75 号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

小島産業経済部副部長 本案につきましても追加資料を配付させていただきました。内容につきましては、先ほどの資料のとおりでございます。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

浅井委員 一つだけお聞きしたいと思います。鏡ヶ池総合案内所なんですけれども、道の駅いりひろせの1平方メートル当たりの月額が、今までは450円、その下のレストラン鏡ヶ池は120円だったんですけれども、レストラン鏡ヶ池は水の上に浮いてたんで安かったと、そういう考え方でよろしいでしょうか。

鈴木観光課長 申し訳ありません。当初、設立時の料金設定の部分までは、資料を探せなくて根拠が分かりませんけれども、今回の改正につきましては、いろいろ施設も大小あれども平米幾らという統一も含めて、今回の方針の算定に基づき、一定の統一感を持たせてもらった料金設定で改正案を提案させてもらったという経緯でございます。すみません、当時の料金設定の部分は承知しておりませんが、ご勘弁いただければと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員 使用料なんですけど、500円に統一されるというのは分かりました。そんな中で、深雪の里なんかは5倍ですよ。今現在使っておられる団体が、お支払いしている料金が5倍になるわけなんですけど、ざっと幾らぐらいの収入を今現在いただいて、それが5倍になるということなんですか。

鈴木観光課長 実際には、今回、条例の上限の部分で現管理者とも相談をした中で、市としての上限額の設定をさせていただいたところでありまして、実際にそれ以内の中で、特にまたコロナ禍で料金もいろいろ交渉されているとお伺いしていますので、この上限の範囲内で指定管理者と現使用者の中で協議ができるというようなお話も頂戴しているところです。具体的な数字は、私どもには教えていただけなかったところです。

佐藤委員 そうしますと、今現在の深雪の里のところで、いろんな方々がテナントで入っていますから、その人たちに対しては、今現在、全体を指定管理で受けている深雪の里から幾らですよという、そういう交渉ができて、500円に統一して払ってくださいますよということではなくて、その辺は臨機応変にやっておられるということよろしいですか。

鈴木観光課長 委員おっしゃるとおりで、いろいろと観光環境、情勢も変わりますので、固

定ではなくて、その都度の状況を、またお聞きしたところによると、シーズン、月によっても入込みが大きく左右する施設でもありますので、その辺はきちんと協議をしながら適正な価格を頂戴しているということでもあります。

佐藤委員　私が危惧するのは、それが上がったからということで、テナントが逃げてしまうと非常に施設としての魅力も低下してしまいますので、そういった辺り、ならないようにということで、また今後とも協議していただけるようにということをお願いしたいと思います。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第75号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第75号 魚沼市総合案内及び物産販売施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第 76 号 魚沼市観光施設等条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第 5、議案第 76 号 魚沼市観光施設等条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

小島産業経済部副部長　本案についても追加資料については配付させていただいたとおりでございます。

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　銀山平キャンプ場だけ、ちょっとほかのキャンプサイトとかと比べると飛び抜けて値段が高いんですが、何の理由でこうなったのか分かったらお願いします。

鈴木観光課長　オートキャンプ場のサイト料の関係でしょうか。オートキャンプ場の料金のことかと思います。算定そのものは、ほかの施設も同様に、そこにかかる維持費、電気料、人件費等を含めて算定した数式自体は同じ算定であります。上がり幅が大きい部分につきましては、当初の金額設定の根拠部分が不明瞭な部分もありますが、今回改正を提案させていただいた算定そのものは、ほかと変わらない算定方法によって算出をさせていただいたところでございます。

佐藤委員　議案書の 106 ページでしょうか、新旧対照表が出ているんですが、銀山平キャンプ場のオートキャンプ場の 1 区画が新しい値段で 1 泊 9,200 円ですよね。福山峠のふるさと広場キャンプ場サイト料で、オートサイトが 1 区画 1 泊で 1,800 円というような感じで、かなり同じオートサイトにしても値段が違っている。違っているというか、もう全く基準が違ってそうになっているのではないかなと感じたんです。要は、年間かかる費用を割り戻して 1 日当たりというか、1 泊当たり幾らだという、そういうことでの出し方だということであれば、当然利用期間が短いような、そういったところについては、車が入れない時期がかなりあったりとかあるので、ある意味分かるんですが、それにしてもかなり高いな、せいぜい倍くらいでもいいんじゃないかなと思ったんですが、その辺について再度お願いいたします。

鈴木観光課長 当然、算定の部分につきましては、銀山平につきましては、半年以上は営業ができないということですが、事前準備、福山も冬は営業できませんけれども、冬じまいというようなところの中の経費は、通常よりもオールシーズンのキャンプ場よりも、開け閉めの関係が毎年必ず出てくるというような維持経費がかかる部分と、面積の部分も含めて銀山平キャンプ場は広大であるというような維持費の部分がこの料金の差に跳ね返ってきたのかなと考えているところであります。

渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第76号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第76号 魚沼市観光施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 77 号 魚沼市交流施設条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 6、議案第 77 号 魚沼市交流施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

星産業経済部長 本案につきましても追加資料を配付させていただいております。内容につきましては、記載のとおりですのでよろしく願いいたします。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第77号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第77号 魚沼市交流施設条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第 78 号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 7、議案第 78 号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

小島産業経済部副部長 本案につきましても追加資料を配付させていただきました。内容については、記載のとおりでございます。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 今回、条例といいますか、小出インターを魚沼インターにするのと同じように、名称を魚沼に同じ名前が重ならないようにとか、いろんな思惑で名前を変えています。今回も湯之谷という名前をやめて、名称変更ということで。こういったのが幾つもあると思うんですが、看板の直しだとか、そういったのは年度予算でみておられるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

鈴木観光課長 ユピオの部分につきましては、実際湯之谷というような名称が入っている部分というのは、今後既決の中で対応を考えたいと思っております。

佐藤委員 直してすぐということでもないんでしょうけれども、当然パンフレットや何かが入ターの名称変更に伴って、いろんなのが書き換えが進むかと思います。民間の事業者も観光案内の地図だとか、また自分の会社の案内図だとか、いろんなものを作る中で、こういったものが、情報が早く皆さんのところに一気にいかないと、印刷屋にしても何でも後で間違えましたではなかなか気の毒になりますので、早めに施設に行くように、これは決まってからしかできないんだろうとは思いますが、そういった辺り、今後のことを考えていただきたいなと思うんですがいかがです。

鈴木観光課長 適正にきちんと施設管理も含めて、名称が変わる前の名称が使われていることをきちんと把握した中で、適切に対応していきたいと思います。

渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第78号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第78号 魚沼市温泉施設等条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第79号 魚沼市温泉利用条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第8、議案第79号 魚沼市温泉利用条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

小島産業経済部副部長 こちらについても、追加資料については配付させていただいたとおりでございます。内容についてですが、記載のとおりでございます。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第79号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第79号 魚沼市温泉利用条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(9) 議案第80号 魚沼市都市公園条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第9、議案第80号 魚沼市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

星産業経済部長 本案につきましても、追加資料を配付させていただきました。内容につきましては、記載のとおりです。よろしく願いいたします。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

星委員 この括弧2の小出公園のオールシーズンシャンツェのところなんですけれども、有料期間が夏場だけとなっているけど、冬場は利用者がいないのか、それとも利用者はいるけれども無料で使えるのかどうか。

曾根都市整備課長 オールシーズンシャンツェの有料期間は、おっしゃるとおり4月1日か

ら12月15日ということでございます。冬場については、個人使用をするようなコース整備をしてございませんので、特に使用がなくて、以前は大会等で冬場の大会も飛んでいたんですけども、大会の実施もないということで、今現在は冬場の使用がないというようなことになっています。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし)これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第80号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって議案第80号　魚沼市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(10) 議案第81号　魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第10、議案第81号　魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし)これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第81号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって議案第81号　魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(11) 議案第86号　土地の取得について

渡辺委員長　日程第11、議案第86号　土地の取得についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

渡辺委員長　これより質疑を行います。質疑はありますか。(なし)これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから議案第86号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって議案第86号　土地の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。これで本委員会に付託されました議案については、以上となります。

(12) 所管事務調査について

①スキース場組織編制協議会の進捗状況について

渡辺委員長 日程第12、所管事務調査について、①スキー場組織編制協議会の進捗状況についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島産業経済部副部長 それでは、スキー場組織編制協議会の進捗状況についてであります。今年度に入ってから2回の協議会を開催いたしました。詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。

鈴木観光課長 スキー場組織編制協議会の今年度の動きというところで報告をさせていただきますと思います。協議会そのものは、令和4年の10月に各スキー場の運営事業者を中心として、主体的に自主的に新しい組織編制に向け市のグランドデザインの具現化に向けての協議会ということで設置をさせていただいたところであります。とはいっても、最初からスキー場の皆さんだけでは議論がなかなか進まないのではないかなというところの中で、中小企業診断士の方をお願いをし、その協議会の座長という役を担っていただきました。組織づくりのイロハ入門の部分から、最後、第11回が昨年度の3月に行われたのが昨年度の最後になりますけれども、その際に協議会のメンバーから一つの組織のたたき案を作ってくれというようなことで、座長に要請があり、座長から、最終的には組織のたたき案なるものもご提示をいただいたところであります。そういった動きや資料を含めて、ご提出をいただいた中で、協議会から、今後はそれぞれ運営事業者が主体的にこの協議会の運営を回して行って、市のグランドデザインの具現化に向けて議論を深めたいというようなお話を頂戴しました。令和6年の第12回から、今までお願いをしておりました座長から、座長という任務を降りていただきまして、今度は協議会のメンバーの中から座長を選出し、第12回が4月に行われました。その際は、一旦、前佐野座長からではなく、仮の座長として運営協議会のメンバーから座長を出していただき、それが須原スキー場で役員をされている方、平井正尚さんから暫定座長を一旦引き受けていただき、第13回となります5月の協議会におきまして、正式に座長というお立場で協議会で全会一致となりましたので報告をさせていただきます。平井さんにつきましては、様々な、今まで行政の関係も含めた組織運営、現在もスキー場のみならず、市内の各NPOだったり、そういった組織での役員もまかつていらっしゃる方でもありますので、第13回より正式な座長として魚沼森林組合の代表理事組合長平井正尚氏として、座長の席に就いていただいたところがございます。当然、今後議論が進んでいく上で、様々なテーマが出てくる際には、前座長を引き受けていただきました中小企業診断士の方であったり、もしくは法人登記をしていく上での司法書士であったり、税理士であったり、そういったテーマごとの際には、前座長になっていただいた中小企業診断士の先生からお越しいただけるといふ快諾を頂戴しておりますので、議論を深めながら、その都度専門的な知見を持った方を、また講師的な形、アドバイザー的な形で会をきっちり進めていければと思っております。また、一般質問でも市長からお話がありましたけれども、9月中には中間報告を出すようにという依頼も受けておりますので、新座長とともに事務局としてもきっちりサポートしながら、まずは中間報告に向けて議論を深めてまいりたいと思っております。第14回が6月の28日の7時より庁舎でまた行われる形になりますが、しっかり進めていけるようにサポートしてまいりたいと思っております。まずは座長交代という報告でございます。

渡辺委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

桑原委員 1点お聞きします。今、中間報告という話がありましたが、中間報告の目指すと

ころはどの辺を考えているのか、お聞かせください。

鈴木観光課長　まさにとこまでを中間報告で出せるのかというところは、今議論をしているところでございます。実際には、第何回という会とは別に、支配人クラスの打ち合わせ、また逆に経営者級の打ち合わせも実際には行っているところでありますので、28日の会議に何とかここまでを出しましょうというのを経営者級とまさに今日の夜、また会議も予定をしておりますので、そういった中で中間報告、ここまでを示そうという一つのマニフェストを出させていただければと思っています。今時点は、ここまでというのは事務局サイドとしては提示をせずに、運営事業者、協議会のメンバーがしっかり目標を立てて、そこに向かってもらうように促していきたいと思っております。

桑原委員　私も時々協議会の話聞かせていただいたんですけども、ちょっと別件ですけども、なかなか計画が出てこないという話もありました。そういう計画については、いかがですか。例えば、計画、小出であれば最初のスキー場を管理する時の計画だけで、こまみとかほかの仕事を受けたときのそういうものが総合的なものがまだ出てないとかありました。例えば薬師であれば、これは計画とは違いますが、スキー場とかヤッコムとか、その組織形態が違って、そういうのをまとめるという話もあったんですが、その辺の計画とかきちんとして出てきているんでしょうか。

鈴木観光課長　桑原委員も会議を傍聴いただいておりますけれども、当然、今後、スキー場の持続可能な組織づくりという中では、この昨今の少雪も含め、スキー人口、人口そのものを含めた社会環境の変化の中で、スキー場のみの組織づくりではなかなか長期的な展望を描くのが難しいと事務局として思っています。当然、そういった中で、ほかの指定管理施設、もしくは請け負っている他の施設も含めた組織づくりというのを検討していきましょうということは、会に来ていただいておりますので、そういった提案をしているのはご承知をいただいているかと思っています。ただ、それぞれまた組織の中で、歴史も含めて、当然NPOの場合は会員、株式会社の場合は株主との合意形成というところもございますので、そこを含めた議論を今させていただいているというところでもありますので、その辺も含めた中間報告が出せるようであれば、そこまでは出したいと事務局としては思っております。それぞれの会員であったり株主がおりますので、そこでの進捗を合わせながら、ただ議論はしっかりそこも含めた中でしていきたいと思っています。

桑原委員　市はオーナーとして、ある程度もう少し意見を、私の感覚では、任せるのは本当に任せていただいたほうが、もっと自立してもらわなければならないと感じています。ただ、悪い意味で任せるところは多いので、もう少しいい意味で任せて、意見をもっともっと期限を切りながら、だって本当にそれでお給料をもらってるわけですから。理事長どうのこうのも確かにありますけれども、支配人クラスがよく分かるところがあるので、そこを踏まえた中で、もう少しオーナーとしては言うべきことは言って進むべきであると思っておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

内田市長　3年間という猶予の中で、最後の1年では絶対これができないということで担当課に指示をして、1年目からタイトなスケジュールでやらないと、当初5年ということだったんですけども、できないということで、協議会としては1か月に一回以上のペースでやっていますし、その他に社長クラス、支配人クラスが自分たちがやるんだということの中で今進めています。桑原委員がおっしゃった市がオーナーという言葉は、その人たちの

前では私は使いませんので、そういうことはありません。ですので、それぞれ70年、60年、45年の歴史のあるそれぞれの組織が一つになるというのは、そんなに簡単なことではないわけでありまして、けんけんごうごうがあります。それぞれの組織がまとまらないとうまく一つにならないわけでありまして、一つの会社をぽんとつくるわけではないので、それ相当の苦労があると思っておりますが、それをやらないとスキー場が残りませんよという話を一番先にしているわけでありまして、その辺は、三つの組織の皆さんが頭に置いてしっかりやっていただくものだと思っております。それがないとできませんよというのは、腹とか頭にあると思っておりますので、そういうふうに進んでいくと思っております。ただ、市はオーナーではありませんので、そこは、私はここでは言いましたけれども、先程オーナーとおっしゃられましたので、それはちょっと私は考えを持ってませんので、そこはひとつお願いしたいと思っております。

渡辺委員長　ほかに質疑がございせんか。(なし) それでは、先ほどこの6月28日の19時から第14回が本庁舎の2階の会議室で行われるということです。この委員会の中の皆さん方も何回かやっぱり出ていらっしゃる方もいらっしゃると思っておりますけれども、私も今回は参加させていただいたり、ほかの委員の皆さんも時間があるようでしたら参加いただきながら少し様子を見させていただけたらと思っておりますが皆さんいかがでしょうか。(異議なし) では、時間がある方はぜひ参加いただきながら、これからの調査の参考にさせていただけたらと思っております。

それでは、本件につきましては、引き続き調査することでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

②寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事請負契約の変更について

渡辺委員長　②寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事請負契約の変更についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

小島経済産業部副部長　それでは、寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事請負契約の変更についてご説明をいたします。資料についてでありますけれども、スマートディスカッション内のものを御覧いただきたいのと、本日、机上に配付をさせていただきました現況写真についても併せて御覧いただきたいと思っております。なお、本案につきましては、令和6年3月25日に議決をいただいた本工事におきまして、変更金額が1,000万円を超えるということで、このたびの本会議に上程をする予定でございます。

(資料「令和5年度寿和温泉ヘルス棟・プール棟解体撤去工事設計書(変更第1回)」、「変更理由書」、「ヘルス棟・プール棟工事現況写真」により説明)

なお、当初設計段階でなぜ確認できなかったということでもありますけれども、この施設につきましては、その時点ではまだ営業中でありました。それから、国県補助を使った建物でありまして、解体撤去工事の着手については、財産の処分の承認待ちの状況であったというところがあります。そのことから、不可視部分の天井をはがして、それらを確認するということができずに、数量等も把握ができなかったというものでございます。それと、ちょうどその時点では、解体撤去にかかる費用の当初設計には間に合わずに、当初の設計に反映することができなかったということもございます。それから、解体撤去に係る

不可視部分の配管及びダクトの種類、それから延長については、本日お配りをした変更内容の表に記載のとおりでございます。

ヘルス棟の1階部分には、機械室を除く天井裏に配管がありました。2階部分は全フロアについて、天井裏に配管がございました。プール棟については、天井裏にダクトがあり、1階部分の天井裏には配管がありました。なお、今回の契約変更についてでありますけれども、それに伴う変更金額の補正というのは発生しない予定でございます。簡単ですが、説明については以上であります。

渡辺委員長　これより質疑を行います。この件に関しましては、6月定例会最終日に提案予定でありますので、その点をお含みいただいた上で質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

浅井委員　まず、この寿和温泉を造ったときの設計の図面というのがあると思うんですけど、どこに保存されているんですか。

小島産業経済部副部長　建築工事については設計図書があったんですけども、配管についてはいくら探しても図面が確認できなかったということでございます。

浅井委員　恐らく入広瀬のものなので、あるとすれば野山の幸資料館に突っ込んであると思うんです。それを造ったのは26年前ぐらいだったと思うんですけど、それぐらいの年代の資料がどこにあるのか分からないということは、これから魚沼市も何十年も続くわけですから、その辺の資料の保存方法を考えていかなければならないと思いますけど、どうでしょうか。

小島産業経済部副部長　野山の幸資料館についても探したんですけども、合併のときの移動関係とかで、どこにいったのか確認できなかったということでもあります。ない資料については、もうこれからどうしようもないんですが、今ある資料については、今後もこういう解体工事等があると思いますので、そちらについては適切に保管するように努めたいと考えております。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。

桑原委員　時々そういう話をお聞きますが、先ほど間に合わなかったというのがよく理解できませんでした。間に合わなかったのは、何が間に合わなかったのかももう一回聞かせてください。

小島産業経済部副部長　当初設計に、その数量を入れることが間に合わなかったということでございます。

桑原委員　その原因は何ですか。

小島産業経済部副部長　先ほども申し上げたんですけども、設計段階では施設が営業中でありましたので、天井をはがして配管を確認するということができなかったということが1点です。それから、こちらが国県補助で造った施設でありまして、勝手に天井をはがしたりとか、そういったことができないということで財産処分の許可待ちということでした。その2点がありまして、当初設計で本来であれば壁とかをはがして全部確認して設計に上げればよかったんでしょうけれども、それができなかったということでございます。

桑原委員　これも前にあったんですけども、まだ営業をしていたわけですよ、今も。ですから、そういう営業をしているってことは、業者からすれば必ずメンテナンスをしなくてはいけないんです。メンテナンスをするってことは、必ず図面があるんです。それがな

ければメンテナンスをできない。メンテナンスをしている会社に図面がなかったのかというところをお聞きしたいです。

鈴木観光課長 当然、いろいろ増嵩の関係でありましたので、なるべく資料のない部分は、そういった点検業者に当然お声がけをしたところでありますが、詳細の屋根裏に全てこう配管をされているような図書というものは、点検業者においてもなかったということでございます。

桑原委員 言葉は一応信じますけれども、普通はあり得ないです。業者は、私も業者にいましたけれども、建設会社は必ず保守メンテナンスをしていかなければならないので、それが壊れたとしても2、3年ぐらいは取っていて、壊れたからといってすぐ破棄するものではなくて、規定は確かに10年とか15年とか法律上の規定はあります。一般的にはですね、民間の常識では、施設がなくなるまでは必ず図面は取っておきます。ですから、どうもそういうのが魚沼市は、当時魚沼市ではなかったですが、やっている業者がそういうところが時々この前も中子沢とかもあったんですけども、業者も図面がないことがまず考えられないんです。そうしたら、指導というのはしておりますか。

鈴木観光課長 指導という部分については、行っていないところでございます。当然、今後の新しい施設については、先ほど副部長が答弁したとおり、きちんとした図面の保管というところはしっかりしていきたいと思っておりますが、今回においては、それに対する指導等は行っておりません。

桑原委員 それは本当に今後のことでしょうか、必ずしてもらわなければなりません。分からないのはですね、配管に伴う漏水とか屋根からの漏水とかあるんですけども、図面がないと、どこから漏ってきてどうなっているかって本当に分からなくて、すごくお金がかかるケースがあります。それは、コーヒーのサイフォンじゃないですけど、水が上っていくときがあるんです。ただ下がるばかりじゃなくて。壊さなければ分からないところがあるのではなくて、その図面がなければ、いかにお客さんに迷惑がかかるかというのは、市にお金がかかるか。市にお金がかかるってことは、税金がやっぱりかかるということです。そういう認識をやっぱりしっかりしておいてもらわないと、結果的に入札でいくらとっても、解体やメンテナンスでほかの所にお金がかかれば、何の役にも立たないというところがあります。総合的に業者を選んだり、認識をしてもらわないと非常に市民としては困りますが、その辺の意見を聞いてやめます。

小島産業経済部副部長 寿和温泉については、幸いなことに漏水というのはそんなに起こらなかったと聞いております。そういったことが今後も起こらないように、先ほども申し上げましたけれども、今後については、図面については適切に管理等をしていきたいと考えております。

渡辺委員長 ほかにございませんか。

佐藤委員 これは解体設計をやっていたかと思うんですが、設計屋は、つまり営業中であったので調査ができなかったということで、この数字が入らなかったということで、その辺は特記だとか積算の後でこの辺については見れませんでしたとか、そういう注釈がついていたのかどうか、その辺についてお聞きします。

小島産業経済部副部長 設計図書等には、そういった注記はなかったということでありました。ただ、先ほども申し上げましたけれども、配管が確認できなかったというところもありま

したので、当初はそこまで配管があるという認識をしておりませんでしたけれども、実際に施工して入ったところ、かなり出てきたということでございます。

佐藤委員 現場を本当に見たのかなというのが私の疑問なんです。この建物は、私も設備屋をやっているんで分かるんですが、空調は集中式で、冷温水を送って、ファンコイルで利用栓を変えて、ダクトでそれぞれ吹き出しに送って冷房しているんです。暖房も同じです。これは一回、機械が壊れましたよね。それで冷暖房が効かないので、外から仮設のエアコンを持ち込んでいろいろやっているんです。そのときに業者がそこら辺を点検して見ているんです。発生器から始まって、その経路、これを使えないか、あれを使えないか。それで見て、結局駄目で、外から持ち込みのクリップを使って冷房の対応をしてやっていたと。暖房はストーブですね。冷房はそういう形で対応している。それが約2年そういう状況になっています。それも見ているし、それから、建物は温泉施設の風呂の下もそうなんです。これ全部人間が中に入っていけるんです。高床というよりも下が1階で、その天井裏があって、点検口があって全部入れるんです。だから、天井ははがなくても人間が入って目視もできるし、みんなできるんです。なのでこれは全く調べる意思がなかったというしかないんじゃないかと。おおむねこのくらいの建物だから、このくらいのメーター数かなという概算で多分設計書に数字を入れて出したんであれば、こういういかげんなことをして、私はこれはもう設計屋の責任だと思うんです。ここの部分については見れませんでした、どうしても駄目ですので、別途検討してくださいというのを書いてやって、それで了解して、市が受け取って、それが仮の設計で、これで予算を組むけど後になったら、じゃあこの部分についてはどうですかということになります。でもこれは、まるっきりどこも見てないんだということじゃないですか、1階、2階、3階部分と。この尺の中に一つずつ点検口があるんですよ。ファンコイルだって付いている台数は5台や10台じゃないです。必ず1台に1個ずつそこに付いています。温水の調整バルブがあるから、もうその辺どうだったのかももう一回お聞きをしたいと思います。設計の段階の話です。

鈴木観光課長 委員御指摘の部分のところが、現場監督員を含めて、当初そういった経緯の話がどこまでされていたのか、確認をしませんでした。御指摘のとおり、点検口等がある部分で、十二分に確認ができた部分もあったと思っております。その設計の部分で、発注側の市、観光課として丸任せの部分か否めなかった部分は非常に反省をしております。御指摘の部分、今後の事業にしっかりと生かすようにさせてもらいたいと思います。この度の部分につきましては、御指摘の部分について回答できるような情報がございませんが、今後につなげてまいりたいと思います。

佐藤委員 それこそチェックが甘かったと言われればその部分だろうと思うんですけれども、今はそれを責めても仕方ないので、今私が言うのは、民間にしっかりと任せて、お金を出して発注しているんです。民間の事業だったら、あなたが見落としたんだからあなたの責任で何とかしなさいと言うのが普通です。どこでもそうです。業者が失敗した、見積りを落としたという、そういうのがある中で、やっぱりしっかりと見積りは見るし。今まで魚沼市は、後で言えば幾らでも出してくれるということになれば、最初から設計なんてあってないようなものです。そこら辺をしっかりと、これはもう設計屋の責任ですと言うべきだと思います。その数字を見て、それから解体業者がその数字の単抜きを見て、見積金額を出して、それで入札するわけです。だから、もう最初にお金を出して、設計してもらっ

て、これまでは解体を設計していなかったですよ。解体業者に現場に入ってもらい、見積りをしてもらって、それで解体費用を出していたんです。これ、設計が入ってから毎回これじゃないですか。本当にこれだけは業者が必要だからと言うので、それは理由は分かります。きちんとした仕事をしなければならないので、品質法だの何だのなんていうお話がありました。全く品がない話です。本当にどうしますか。今後、これは今回議案になっていないところなんで、これ以上のことは言いませんが、今後の解体工事のやり方を全面的に見直す必要があると思います。

内田市長　言い訳ではないんですけども、この温泉センターについては、1年前に合併特例債が切れることから、ここを何とか解体できないかということで、ほとんど無理だと思っていましたが、できるという方向になったので、すぐ取りかかろうということで始めさせていただきました。だけど、今おっしゃっている、緩い体制といいますか、緩い体制については、任せきりだというところがあったんだろうと思います。そして、一連のそういうことがございますので、観光課だけではなくて、今までそういうのがありましたので、そこは設計者に私のほうで会いたいと、この一連の中でどういうんですかねという話はさせていたただこうと思っております。こんなことを言っているかどうかわかりませんが、プールの存続希望が入広瀬であった頃、プールに落下物があるということで上がって見た経緯があります。そういうことで私もこのダクトは見ています。でも、これが入ってるか入っていないかは、私は分からなかったんですけども、今回この写真を見ると、これじゃないかというのは分かりました。その辺も緩いといいますか、ありましたので、それは期間がどうこうということじゃなくて、できると言ったんだから、何でできなかったんでしょうかという話も今後していかないと、市内だけでいいのかを含めて進めたいと思います。

渡辺委員長　今ほどの件につきましては、今後6月の定例会最終日に議案が提案になります。そこでまた皆さんから質疑していただく場面もあるかと思えます。今、市長がおっしゃった辺りのことにつきましては、この施設だけでなく、やはりきちんとしていかなければいけないことだと思います。そちらのことも今後は調査をさせていただきたいと思えますがいかがでしょうか。(異議なし) そのように決定しました。それでは、その点も含めまして、そちらについては今後調査することとして、このことにつきましては、質疑は終結させていただきます。それでは、しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (11:07)

再　　開 (11:16)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(13) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長　日程第13、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思えます。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の

所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(14) その他

①魚沼市都市ガス警報器貸付規程の一部改正について

渡辺委員長 日程第14、その他を議題といたします。①魚沼市都市ガス警報器貸付規程の一部改正についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

山内ガス水道局長 魚沼市都市ガス警報器貸付規程について、一部改正を行いますので報告します。詳細につきましては、業務課長にさせますので、よろしくをお願いします。

山田業務課長 (資料「魚沼市都市ガス警報器貸付規程の一部を改正する規程」により説明)

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 火災警報器と併用だとか、いろんな機能を持ったもので、ガス漏れだけではなくて火災も一緒に見るみたいなのが最近は出てきているわけなんですけど、消防法上義務付けの部分についてですが、ガス漏れ警報器というのは確かその中にはなかったのではないかなと思うのですが、今後ともガス漏れ警報器が欲しいという、そういった需要というのは考えられると思うのですが、その辺の今後の見通しはいかがですか。

山内ガス水道局長 まず、ガス漏れ警報器につきましてですが、こちらについては、私の知る限り、消防法で設置義務というものはないというふうに承知しています。この事業を始めたきっかけというのが、以前ですと、やはり家屋内での軽微なガス漏れ、微小のガス漏れ等があって、それが事故につながるということも過去においてはあったんですけども、そういったものを防ぐということで、ガス漏れ警報器の設置を推奨するという運動を展開してまいりました。しかしながら、昨今なかなか、こちらは5年に1回ずつ交換に伺わせていただくわけですけども、業者さんを台所、家の中に入れるのを中々嫌がる方々も結構出てきまして、そういうことで普及が伸び悩んでいるということも事実であります。また、特殊な器具ではあるんですけども、やはり民間のネット通販で何でも今買えるような状況になってきていますので、私どもが仕事をこの規程によって貸付を行わなくても容易に調達ができるような状況になってきているということがありまして、今現在ですと通減というか、取付件数も少しずつ減っている状況で、今後この傾向は変わらないのではないかなというふうに考えております。

佐藤委員 そういうサービスというような形でガス水道局のほうでやっていただいていますけれども、これは当然ガス水道局が直接やっているわけではないですよ。業者さんに直接出しているという部分だろうと思うんですが、料金収集まで含めて全部業者さんにお任せするとか、そういうことはできないんですか。

山内ガス水道局長 佐藤委員のおっしゃったようなやり方になりますと、市のガス事業会計を通さないやり方という形かと思われまして。そういったサービスについて、私どもがそれをしないでくれというような形は当然言えませんし、規程に適合したものであれば、その売り込みについて積極的にやっていただく分については問題ないし、やっていただきたいところではあります。ただ、一方懸念されるのが、魚沼市ガス水道局のほうから来ましたといったような形で、設置義務がないものまで設置させてしまうというようなおそれもありますので、そういう意味では、市内でそういったことをしている事業者を把握しておき

たいという気持ちもございます。以上です。

渡辺委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) なければ、本件については以上としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。本件については、以上といたします。

この後の日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部から退席を願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項等はいかがでしょうか。

内田市長 ございません。

渡辺委員長 それでは委員の皆様から執行部に対して何かございませんでしょうか。

佐藤委員 せっかくの機会なので一点聞かせてください。水の郷工業団地、約1町歩用地買収をして、そこに新たに1区画として企業誘致をしたいということなんです。そこに向けてのガス水道とかのライフライン整備というのは当然これからになるのかなというふうに思います。要は、立地が大体確定してから引っ張るのかなと思うんですが、道路部分についてもまだそういう状況かなと思いますが、見越して、先行して整備した部分があるのかなのか、これから100%新たに施工なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

山内ガス水道局長 新たに土地を求めた場所につきましては、前面の道路に市が既に敷設してある中圧管というものがあります。ただ、それは、いわゆる市のガス水道局のホルダーのところから送られている、導管で送っているほうのガスであって、サテライトで製造しているガスの管ではありません。ですので、誘致された企業、立地された企業さんがどの程度のガスを使用するかによって、どちらからのガスを持っていくのかということ、まだ内容は、量がわかりませんので決めておりませんが、対応は可能であるということでもあります。

渡辺委員長 ほかに皆さんのほうから何かございませんか。(なし) なければ、これで執行部からは退席いただきます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。(執行部退席)

②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

渡辺委員長 それでは、②市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題とします。5月9日に開催された令和6年度第1回市民の声を聞く会(議会報告会)の意見交換会の中で出された意見・要望事項を広報広聴特別委員会でまとめたものが資料のとおりとなっております。当委員会として検討するところは、黄色いところが産業建設委員会になります。これをA、B、Cで整理させていただきます。ここで読んでいただいて、Aが所管委員会で検討する、Bが意見として聞き置く、Cが回答済みのものということですので検討をお願いします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:31)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (11 : 37)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。市民の声を聞く会の意見交換会のまとめについてですが、当委員会の取扱いとしては、7番がA、9番がC、11番がC、13番がC、24番がC、ということで決定させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。それでは、この取扱いにつきましては、今ほど決定した取扱いのとおり、広報広聴特別委員会に報告させていただきたいと思います。

③新潟県立小出特別支援学校学校見学会について

渡辺委員長 次に、新潟県立小出特別支援学校学校見学会についてを議題といたします。これにつきましては、この案内をいただいた佐藤委員から説明していただいでよろしいですか。

佐藤委員 小出特別支援学校は、これまで庁舎にも出前カフェ、コーヒーをいただいたり、また物販ということで来ていただいているところがございます。それで、今回は市内の事業所向けに、子どもたちの様子を見に来てもらって、そして就職につながるように支援をしていただけないかということで案内が出たものがございます。この案内は、商工会、またものづくり振興協議会、そういったところに出されていて、一応学校でありますので、申込をしていただいで、どなたでも大勢の方に来ていただきたいということだそうです。せっかくこういう機会、県の施設ですので、市ではないので、なかなか見学というようなこともこれまでなかったかと思うんですが、せっかく学校の方で取り計らっていただいている部分でもありますので、ぜひ見たいという方であれば、この時行けば普通に授業の様子など、また就職に向けた取組、どんなことをやっているのかとか、あとここでいろいろな物を作ったりとかいうことで、就業の訓練みたいなものもされておられるので、そういったを見学できるのではないかなと思いますので、よろしかったらということで、今回委員の皆様にご案内をさせていただいたということです。以上です。

渡辺委員長 ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11 : 41)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (11 : 48)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。本件につきましては、委員各自で対応させていただくことでよろしいでしょうか。(異議なし) では、そのように決定いたしました。申込につきましては、今ほど議会事務局のほうにお願いをいたしました。申込をした委員は遅れないように集合していただきたいと思います。

また、この日、18日の11時20分から行政視察の総括をさせていただきたいと思いま

す。このように決定してよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

予定していた議題につきましては以上となります。ほかに委員の皆様から御意見、協議事項等はありませんでしょうか。

桑原委員 個人的には、産業建設委員会に入る前に行政にちょっと話したことがあるんですけど、先ほど出た解体に限らないんですけれども、やっぱり素人集団といたらおかしいんですけど、産建所管の部署のほうが設計士や監理者がいない。そういう資格を募集しても来ないという話をするんですけれども、本当に今は募集が出ていませんし、ぜひ募集をしていただきたいことと、営繕を持ってもらいたい。営繕がないということと、資格者がいないのは、私が調査した中では魚沼市ぐらいではないかなと思います。村役場はなくてもいいところがありますが、建築確認が無くても建てられるところがあったり、大きいのは専門業者に頼むとかがありますが、魚沼市ぐらいの規模で無いのは全国でも魚沼市ぐらいだと私は思います。

渡辺委員長 他の市がどのようにしているかみたいなどころはありますか。

桑原委員 南魚沼市は、当然あります。南魚沼市は、1級建築士がいるし、施工管理技師が3人にいます。教育委員会であっても、別で大規模改修を教育委員会でする場合でも、南魚沼市はちゃんとやっています。今まで私は個人的にそう言ったりしてたんですが、委員会としてそういう要望をすることが正解なのかわからないけど、そういうことはどうなのかということです。

渡辺委員長 ここでしばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:51)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (11:55)

渡辺委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。この件については、今後所管事務調査の一つとして上げさせていただくこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

ほかに委員の皆様から御意見、協議事項等はありませんでしょうか。(なし) なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては委員長に一任願います。本日の産業建設委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (11:56)